

蜜蜂を飼育される皆様へ

蜂群配置の調整はお済みですか？

道路に巣箱を置いている方は、直ちに移動してください。



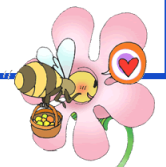
道路管理者の許可なく公道上に巣箱を置くことは**禁止**されています。

巣箱を置く場所が自己の所有する土地でない場合は、土地の所有者に承諾を得てください。

無断で他者の所有する土地や公有地に巣箱を置くことは**不法行為**です。



周辺の蜜蜂飼育状況や蜜源等を確認し、近隣の住民や他の蜜蜂飼育者とのトラブルが発生しないよう十分配慮してください。



※蜜蜂飼育届は許可ではありません。

届出を行った後でも、必要に応じて飼育者同士で調整を行ってください。

【調整が必要な場合の例】

・地域の蜜源に対して蜂群が著しく過剰となるおそれがある等、近隣の蜜蜂飼育者から調整の申し出がある場合

※近隣の住民の方に蜜蜂のフン害や恐怖心等を与えないよう、適切に飼育しましょう。

お問い合わせ先等、詳しくは愛媛県庁ホームページを御覧ください。

URL: <http://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/24hati.html>

愛媛県HP > 仕事・産業・観光 > 畜産業 > 畜産業振興
> 畜産関係情報 > ミツバチを飼育される皆様へ

【愛媛県】